

年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更（概要）

1. 被用者年金制度の一元化

(1) 概要

被用者年金制度の一元化に伴い、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）が改正され、新たに年金積立金の資産の構成の目標を定めることが法人の業務として追加されたことから、業務方法書の改正を行う。

(2) 変更内容

「積立金の資産の構成の目標を定めること」について業務方法書第5条第2項に追記する。

(3) 施行日

改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法の施行期日に合わせ、平成27年10月1日とするが、施行の前日であっても事前の準備行為を行うことができるものとする。

2. 国際約束に係る物品等の調達

(1) 概要

平成24年3月30日にWTO政府調達委員会において採択された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「議定書」という。）が採決されたことに伴い、業務方法書の改正を行う。

(2) 変更内容

業務方法書第13条に規定する年金積立金管理運用独立行政法人が締結する契約に適用される国際約束に、現行の政府調達に関する協定に加え、議定書によって改正された協定を追記する。

(3) 施行日

厚生労働大臣の認可の日から施行する。